

区分	規程	安全管理規程	分類番号	S-RE-06001
			主管部門	安全衛生推進チーム

0. 目次	1
1. 目的	2
2. 適用範囲	2
3. 責任と権限	2
4. 経営トップのコミットメント	2
5. 経営トップの責務	2
6. 安全方針	2
7. 安全統括管理者の選任及び解任	2
8. 安全統括管理者の責務	3
9. 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達	3
10. 関係法令等遵守の確保	3
11. 教育・訓練等	3
12. 内部監査	3
13. 見直しと継続的改善	3
14. 事故に関する情報の報告等	3
15. 文書の作成及び管理	4
16. 記録の作成及び管理	4
17. 情報の公表	4

付図－手順書・記録作成、管理・安全目標計画・組織図

区分	規程	安全管理規程	分類番号	S-RE-06001
			主管部門	安全衛生推進チーム

## 1. 目的

この安全管理規程（以下「本規程」という）は、名阪急配株式会社（以下「当社」という）が安全マネジメント態勢の自律的・継続的な実現と見直し・改善をし、貨物自動車運送事業法（以下「法」という）第 15 条及び第 16 条に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって安全輸送の向上を図ることを目的とする。

## 2. 適用範囲

本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 3. 責任と権限

本規程の最高責任者及び最高権限者は、社長である。

## 4. 経営トップのコミットメント

社長は、輸送の安全確保のため次に掲げる事項について、コミットし、当社の安全マネジメント態勢の有効性を継続的に運営する。

- (1) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を事業部に徹底する。
- (2) 安全方針を設定する。
- (3) 安全重点施策を策定することを確実にする。
- (4) 重大な事故等への対応を実施することを確実にする。
- (5) 安全マネジメント態勢を維持するために必要な資源を提供する。
- (6) マネジメントレビューを実施する。

## 5. 経営トップの責務

社長は、確固たる輸送の安全マネジメント態勢の実現を図るため、PDCA サイクル（計画・実施・チェック・見直し改善）が適切に機能するよう、その責務を確実に実施する。

## 6. 安全方針

社長は、安全輸送に関する基本となる方針を定め事業部内に周知すると共に、安全方針に沿って、具体的な施策を実施するための安全重点施策を策定し、実施する。安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

## 7. 安全統括管理者の選任及び解任

社長は、貨物自動車運送事業安全規則第 2 条の 6 に規定する条件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

尚、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障、その他特別な事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全確保の状況に関する確認を怠る等により安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

区分	規程	安全管理規程	分類番号	S-RE-06001
			主管部門	安全衛生推進チーム

## 8. 安全統括管理者の責務

安全統括管理者は、安全マネジメント態勢の確立、実施及び維持の観点から、次の責務を有する。

- (1) 関係法令等の遵守と安全輸送の原則に従業員に周知、徹底する。
- (2) 輸送の安全方針、重点施策、目標及び計画を適正に実施する。
- (3) 輸送の安全確保状況について、定期的に、また改善の必要が生じたとき、社長に報告する。

## 9. 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

安全統括管理者は、輸送安全確保のため、事故に関する情報（不具合情報、リスク情報を含む）を明確にし、社長または当社の伝達必要な部署まで適時適切に報告する。

## 10. 関係法令等遵守の確保

輸送の安全を確保する上で必要な事項に関し、関係法令等の規定を遵守する。

（貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業輸送安全規則、道路交通法、自動車事故報告規則、運行管理規程等）

### 11. 教育・訓練等

安全マネジメント態勢を維持するために必要な教育・訓練に関しては、別に定めるところによる。

- ・ IS09001 品質マネジメントシステム 教育訓練規定
- ・ 運行管理規程

### 12. 内部監査

安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメント態勢が適切に機能しているか、実施状況を点検するため、少なくとも1年に1回以上内部監査を実施する（店舗巡回も監査の一部と位置付ける）。また、重大事故が発生した場合、同種の事故が繰り返し発生した場合は、適宜必要な内部監査を実施する。

### 13. 見直しと継続的改善

- (1) マネジメントレビューを IS09001 品質マネジメントシステムに合わせ、1年に2回行い、安全マネジメント態勢の改善の必要性等について評価する。  
（IS09001 品質マネジメントシステム マネジメントレビュー規定）
- (2) 安全マネジメント態勢の機能全般に関し、適切な間隔で見直しをする。
- (3) マネジメントレビューをはじめ必要に応じ適宜、継続的改善を行う。

### 14. 事故に関する情報の報告等

- (1) 事故が発生した場合における報告・連絡体制は別に定めるところによる。  
（IS09001 品質マネジメントシステム 是正予防処置規定）
- (2) 安全統括管理者は、社内において報告・連絡の周知を図ると共に、事故発生時には、その対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

区分	規程	安全管理規程	分類番号	S-RE-06001
			主管部門	安全衛生推進チーム

- (3) 安全統括管理者は、重大な事故に備え、必要に応じて適切かつ柔軟に必要な措置を取れるよう、責任・権限を超えて対応できる体制を策定し、それを講じる。
- (4) 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

#### 15. 文書の作成及び管理

- (1) 文書管理手順
- (2) 記録管理手順
- (3) 事故等情報報告手順
- (4) 重大事故対応手順
- (5) 内部監査手順
- (6) 是正及び予防に関する手順

#### 16. 記録の作成及び管理

安全マネジメント態勢の運用記録を残すため、次の記録を作成し、適切に維持する。

- (1) 事故等に関する情報の報告内容に関する記録
- (2) 教育・訓練に関する記録
- (3) 内部監査の実施に関する記録
- (4) 見直しに関する記録
- (5) 是正措置及び予防措置に関する記録

#### 17. 情報の公表

- (1) 当社は毎年度、輸送の安全確保に関する取り組みについての情報を公表することとする。
- (2) 輸送の安全に係る処分を受けた場合、当該処分の内容等について遅滞なく公表することとする。